

宮崎市郵便入札に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、宮崎市財務規則(平成元年規則第1号)第124条ただし書の規定に基づき書留郵便をもって入札書を送付する方法による入札(以下「郵便入札」という。)について、必要な事項を定めるものとする。

(対象案件)

第2条 郵便入札の対象は、本市が発注する製造の請負、物件の買入れその他の契約について、現場説明を省略しても支障がないと認められるときとする。

(郵便入札による旨の公告等)

第3条 郵便入札を実施しようとするときは、一般競争入札にあつては地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の6の規定による公告に、指名競争入札にあつては指名競争入札通知書にその旨を記載するものとする。

(入札書の提出方法)

第4条 入札書(内訳書及び入札代理人に関する委任状を含む。以下同じ。)の提出は、次に定めるところにより、前条に規定する公告または指名競争入札通知書(以下「公告等」という。)で指定する期限(以下「指定期限」という。)までに行わなければならない。

(1) 一般書留郵便又は簡易書留郵便によること。

(2) 入札書を封筒に入れて封緘し、表側に案件名を記載するとともに「入札書在中」と朱書きし、裏側に入札参加者の住所(法人にあつては所在地)及び氏名(法人にあつては名称及び代表者氏名)を記載すること。

(入札書の提出期限)

第5条 指定期限は、第3条に規定する公告等で指定する日の午後5時までとする。

(費用の負担)

第6条 入札書の提出に要する費用は、入札結果にかかわらず、入札参加者の負担とする。

(入札書の管理等)

第7条 入札執行者は、入札書が到達したときは、封筒を開封せずに開札日時まで厳重に管理するものとする。

2 一度提出された入札書の書換え、引替え又は撤回は認めないものとする。

(開札の立会い)

第8条 郵便入札の参加者のうち希望する者があるときは、開札に立ち会うことができる。

2 開札の立会いを希望する者がいない場合は、当該入札事務に関係のない職員が開札に立ち会うこととする。

(入札の辞退)

第9条 入札参加者が、入札を辞退しようとするときは、指定期限までに辞退届を郵送又はファクシミリによって提出しなければならない。

2 入札書が第3条に規定する公告等で指定した提出先に到達した後においては、入札を辞退することはできない。

(再度入札)

第10条 1回の入札で落札者が決定しなかったときは、入札執行者は2回まで再度入札に付することができる。

2 再度入札に付する場合の入札書の提出期限は、入札執行者が指定するものとする。

(入札の無効)

第11条 宮崎市財務規則第125条各号のいずれかに該当するもののほか、談合その他の不正行為による入札は、無効とする。

(落札者の決定)

第12条 開札した結果、落札者となるべき者が2者以上いるときは、くじ引きにより決定するものとする。

2 前項のくじ引きの方法は、契約課長が別に定める。

(異議の申立)

第13条 入札参加者は、入札書等が期限までに到達しなかったことに対し、異議を申し立てることはできないものとする。

(入札の延期等)

第14条 郵便入札において必要があると認めるときは、入札の延期又は中止をすることができる。

附則(平成29年10月20日伺定)

この要綱は、平成29年10月23日から施行する。

附則(平成30年8月31日伺定)

この要綱は、平成30年9月1日から施行する。

附則(令和3年1月13日伺定)

この要綱は、令和3年1月13日から施行する。